

平成 28 年度における発達障がい者支援施策について

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

東日本大震災津波関連分

1 被災地発達障がい児支援体制整備事業

沿岸地域（気仙、釜石及び宮古障がい保健福祉圏域）において、相談支援事業所等へのコンサルテーション（技術支援）を進めるため、『発達支援コーディネーター』が常駐する『発達障がい沿岸センター』を継続設置する。

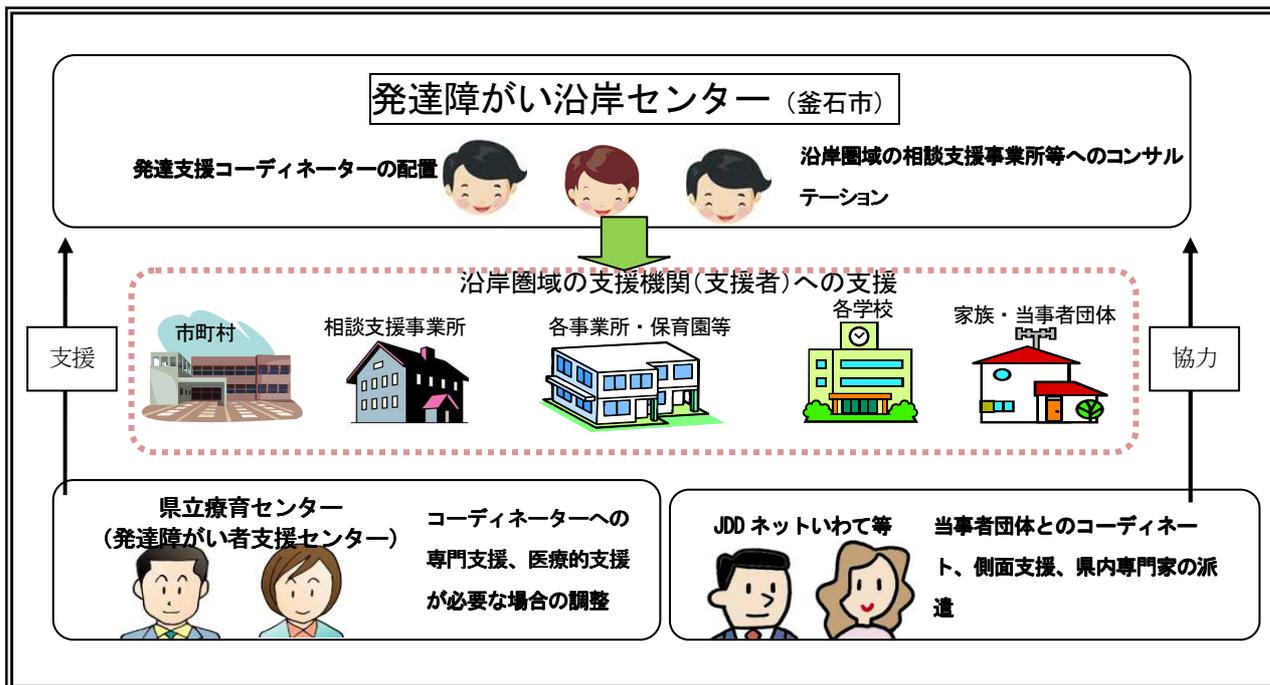
【設置場所等】 釜石市内に設置し、3障がい保健福祉圏域（宮古、釜石、気仙）を中心に活動。

【配置職員】 『発達支援コーディネーター』（常勤）3名、事務補助（臨時）1名。

【活動方針】 『発達支援コーディネーター』の専門性を生かして圏域の相談支援事業所、市町村などへの関係機関への支援に重点的に取組み、発達障がい児（者）に対する地域全体の支援力向上のための援助を行う。

- 地域において相談支援が着実に進めるよう、被災した保育所等への出前研修会等により、支援者のスキルアップを図る。
- 難度の高いケースについて、重点的に助言等を行う。

⇒『発達障がい沿岸センター』の設置については、単年度事業であることから国へ財政措置の継続を要望していく。 ※国庫 10/10



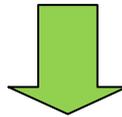
<発達障がい沿岸センターにおける活動実績> (H28.6月末現在)

区 分	H27 実績	H28.6 月末
関係施設・関係機関等の連携に係る活動（連絡協議会等）	79 件	34 件
研修の企画、共催	23 件	2 件
就労支援を含めた相談支援延支援件数（ ）内は実人数	延べ 593 件 (104 人)	延べ 170 件 (55 人)
1 人あたりの支援件数	5.7 件	3.1 件

被災地発達障がい児支援体制整備事業の経緯

[主な取組]

- ◇H24・・圏域における発達障がい児・者の実態を把握するためニーズ調査を行い、支援機関への支援や相談支援の方法について検討
- ◇H25・・圏域に相談支援に対応できる事業所が不足しているため、個別支援（直接支援）を実施。
- ◇H26・・沿岸圏域の支援体制の整備を進める必要があるため、研修を開催。また、支援機関への支援（間接支援）に向けた準備を開始
- ◇H27・・圏域の支援体制の整備を進める必要があるため、間接支援を実施。個別支援は継続ケースや困難ケースを中心に対応



○現状と課題

- ・これまで「発達障がい沿岸センター」が圏域の事業所へ技術支援を実施しているが、圏域の支援体制は十分な状況にない。
- ・災害公営住宅の整備に伴う転居や仮設学校の新校舎への移転など生活環境の変化に応じた対応が見込まれることから、発達障がい児・者への手厚い支援を継続し、圏域の支援機関のスキルアップを図っていく必要がある。



H28～ 沿岸圏域の相談支援体制の充実を図るため、市町村や地域の相談支援事業所等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、技術支援を行っていく。

(具体的な支援方法)

- ① これまでの活動実績を整理し、現在、相談対応をしているケースの各支援機関への振り分けを進める。(取り次ぎ先へは発達障がい沿岸センター職員による同行面接等を実施)
- ② 沿岸圏域の実状に合わせた研修会の開催（ペアレントトレーニングなど）を行うとともに、地域自立支援協議会への技術的支援を行いながら圏域の支援力の向上を図る。
- ③ 当事者や保護者を対象としたサロンを企画し、身近で支え合える環境づくりを進める。

1 体制整備

(1) 岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会の開催 (継続)

発達障がい児・者への適切な支援を図り、関係機関の連携を推進することを目的に、標記委員会を開催する。

【委員構成】 当事者団体、学識経験者、医療、保健福祉（母子保健、児童福祉、障がい福祉）、教育、労働関係者等（20名）

【事務局等】 県保健福祉部と県教育委員会による共催

【開催予定】 年2回（平成28年8月、平成29年2月）

【主な協議事項】

- (1) 発達障がい者支援体制の取組状況と今後の支援体制
- (2) いわて特別支援教育推進プランの実施状況と今後の方針

(2) 発達障がい者支援センターによる各種研修、巡回相談、地域自立支援協議会への技術支援 (継続)

ア 地域自立支援協議会・市町村等への支援

発達障がい者支援センターにおいて、地域の療育ネットワークの構築支援と人材の育成を継続する。具体的には次のとおり。

① 市町村等への巡回による支援

地域自立支援協議会、市町村等への巡回による専門的な助言

② 「発達障害者地域支援マネジャー※」による地域支援

平成27年度より、発達障がい者支援センター職員（1名）が「発達障害者地域支援マネジャー」として、市町村や相談支援事業所等を訪問し、ケースへの対応に関する技術支援を開始

※発達障害者地域支援マネジャー

市町村や事業所への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う者。

③ 相談支援事業所等を対象に相談支援のニーズ調査を実施

発達障がいの支援のあり方を検討するために、アンケート調査を実施し、相談支援ニーズの把握を行う。

イ 青年期への支援

「発達障がいがある中高生に対する支援検討会」（主催：発達障がい者支援センター）で検討した、中高生の支援に携わる関係機関（中学校、高等学校、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、療育機関、発達障がい者支援センター、地域自立支援協議会）との連携や支援の進め方について、中学校・高校の教員を対象に、発達障がい者支援センターの職員が発達障がいの特性、青年期の課題について助言を行う。

(3) 情報支援機器を活用した発達障がい児への学習援助等への支援 (継続)

情報支援機器（「iPad」）を紹介し、学童期を中心とした発達障がい児への学習援助をするとともに支援者に対し、支援手段の情報提供を図る。

希望する市町村及び特別支援学校へ「iPad」を貸与。

(4) ニートやひきこもりなどの若者支援の推進のあり方検討（継続）

[県環境生活部]

【背景】

ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題が深刻化している中、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、「子ども・若者育成支援推進法」第19条において、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」の設置が地方自治体の努力義務とされている。

【概要】

内閣府が実施する「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を活用し、子供・若者支援体制の強化を図るとともに、関係機関との協議・調整を進め、平成28年度内に「子ども・若者支援地域協議会」を設置する。

2 普及啓発

(1) 『サポートブック』等の活用（継続）

『いわてこども発達支援サポートブック』（H23作成・配布）を保育所など関係機関に配布し、幼児期の保育者・家族への支援の推進を図る。

また、『家族・支援者向けの普及啓発冊子』（H24作成・配布）や『いわて発達支援サポートブック（青年・成人期編）』（H25作成・配布）を関係機関に配布。

※県ホームページに掲載中

3 人材育成

(1) ペアレントメンターの養成（継続）

障がい児の育児経験のある親が、その経験を活かし育児経験の少ない親に助言等を行う「ペアレントメンター」の養成に取り組む。

【目的】「ペアレントメンター」の養成を進めることを通じて、家族支援体制の構築を図る。

【実施内容】新規のペアレントメンターの養成とあわせて、既存のメンターの更なるレベルアップを図る。また、ペアレントメンター同士の情報交換を行うための場づくりを進める。

※（平成27年度）平成27年12月、平成28年2月に養成講座を実施。15名のメンターが受講。

NPO法人それいゆ・江口寧子氏等による講演。また、講演後に座談会、相談会を実施

(2) 関係機関と連携した就労支援の取組（継続）

[県商工労働観光部]

発達障がい者を含めた障がい者の就労を促進するため、障がい者の就労支援機関の職員の能力向上を図る研修の実施及び企業等に対する意識啓発を図る研修会等を実施している。

ア 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練期間等地域の多様な委託先を活用し、障がい者の職業能力の向上を図る「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」を実施

イ 平成25年度から27年度まで実施したジョブコーチ養成研修（障がい者の就労支援機関の職員を対象）の修了者に対し、フォローアップ研修を実施

ウ 関係機関（岩手労働局、公共職業安定所、岩手障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター連絡協議会等）と連携し、障害者雇用啓発セミナー、研修会等を開催

エ 特別支援学校生徒向けの「就職のてびき」を各支援学校に配布し、生徒の就労に対する意識啓発や優良企業の紹介などを実施

(3) 発達障がい支援者育成研修について (継続)

○目的

身近な地域で発達障がいの相談が受けられるよう、支援を担う人材を育成する。

○実施計画

平成 27 年度から平成 29 年度までの間、県内 9 圏域で実施予定。

対象圏域	実施時期	
	1・2回目	3・4回目
盛岡・両磐・釜石 (終了)	平成 28 年 2 月～3 月	平成 28 年 5 月～6 月
岩手中部・気仙・久慈 (予定)	平成 28 年 9 月～10 月 (予定)	平成 29 年 1 月～2 月 (予定)
胆江・宮古・二戸 (予定)	平成 29 年 5 月～6 月 (予定)	平成 29 年 9 月～10 月 (予定)

○主な対象者

相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員等 定員 10 名

○研修内容

名 称	内 容
相談員等向け研修 (発達障がい)	相談員等に対して、発達障がいの特性及び支援技法を理解したうえで、本人、家族等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを紹介するための研修を行う。(4回シリーズで実施)

○研修修了者

盛岡圏域	両磐圏域	釜石圏域
12人	4人	4人

(4) ペアレントトレーニング実践研修 (継続)

本会議で子どもへの効果的な誉め方など適切な関わり方を身につける「ペアレントトレーニング」の活用が有効との意見があり、「ペアレントトレーニング実践研修」を実施する。

【目 的】本技法を実践できる職員を増やす。

【実施内容】県内の保健師、保育士などを対象に、子どもへの効果的な誉め方、指示の出し方などの技法を学び、受講者が支援を要する児童への関わり方、その保護者への相談や助言を行う際に活用できるようロールプレイを中心とした実践的な研修とする。

※ (平成 27 年度) 平成 28 年 1 月、2 月に実施。13 市町村の保健師等 26 名が受講。
まめの木クリニック・藤井和子氏及び紫波の子育てを支援する会の会員によるロールプレイを中心とした研修を実施

(5) 各種専門研修について (継続)

県主催の専門研修で「発達障がい」に関する講義を実施。

ア 相談支援従事者専門 (コース別) 研修

相談支援専門員を対象に、「発達障がい」について講義を実施

イ 強度行動障害支援者研修

障がい者支援施設の職員を対象に、自傷他害のある強度行動障害の方への関わり方について講義を実施